

令和4年3月1日

令和4年第1回貝塚市議会定例会議案参考資料

目 次

議案種別・番号	参 考 資 料 名	頁
議案第3号参考	物件所在図	1
議案第5号参考	令和3年度債権放棄一覧	2
議案第6号参考	路線認定箇所図	3
〃	路線廃止箇所図	4
〃	路線変更箇所図	5
議案第9号参考	貝塚市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（案）	7
議案第16号参考	貝塚市立学校施設使用条例施行規則（案）	10

物件所在図

売却地

阪神本線三田分校

第3中学校前

大阪外環状線



令和3年度 債権放棄一覧

議案第 5 号参考

債権名 水道料金

				理由別件数・金額	
債権発生年度	人数	件数	金額(円)	条例第15条第7号	
				件数	金額(円)
平成26年度	1	2	25,863	2	25,863
平成27年度	4	12	42,075	12	42,075
平成28年度	4	13	28,061	13	28,061
平成29年度	5	9	18,096	9	18,096
平成30年度	158	354	1,314,509	354	1,314,509
合計	172	390	1,428,604	390	1,428,604

(備考) 人数について、年度により債務者の重複があり、債務者数としては167人である。

※放棄理由

条例第15条第7号 行方不明、又は相続人不存在等により徴収の見込みがないとき

債権名 市立貝塚病院診療費個人負担分

				理由別件数・金額			
債権発生年度	人数	件数	金額(円)	条例第15条第5号		条例第15条第7号	
				件数	金額(円)	件数	金額(円)
平成14年度	1	1	15,900			1	15,900
平成25年度	2	7	239,420			7	239,420
平成26年度	2	9	431,440			9	431,440
平成28年度	12	12	13,710	11	4,090	1	9,620
合計	17	29	700,470	11	4,090	18	696,380

(備考) 人数について、年度により債務者の重複があり、債務者数としては16人である。

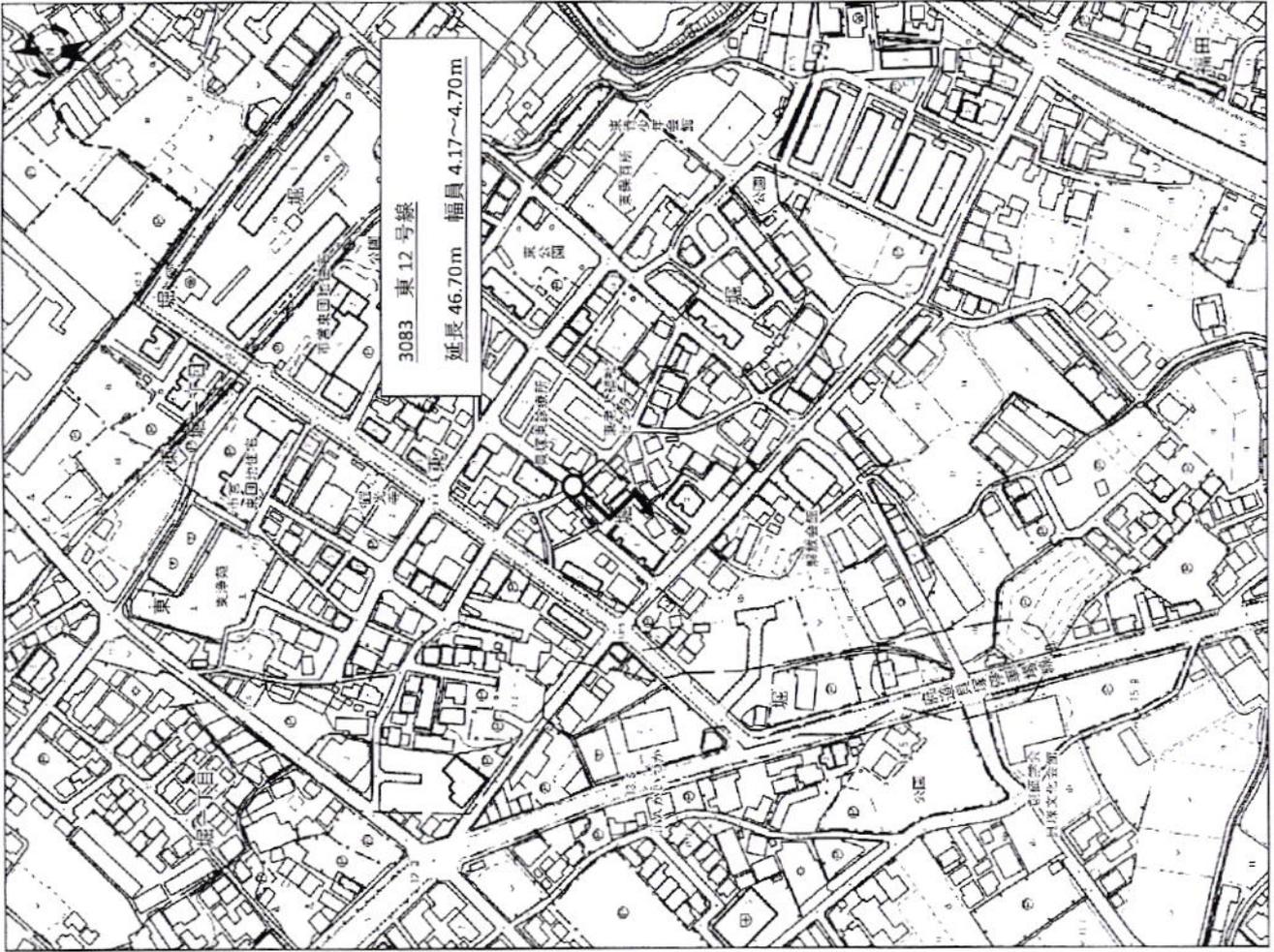
※放棄理由

条例第15条第5号 条例第12条に規定する徴収停止の措置を行い今後も徴収の見込みがないとき

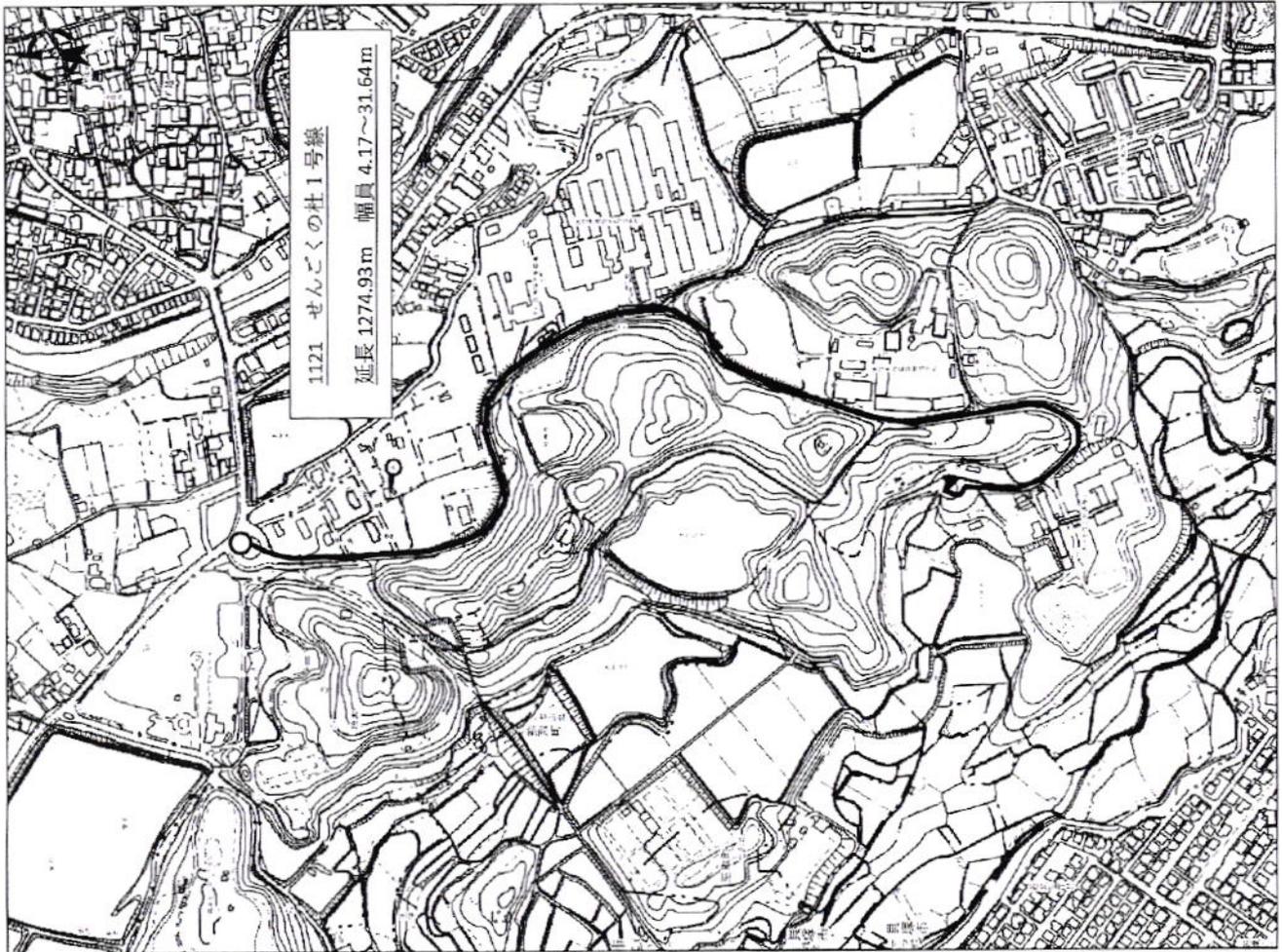
※条例第12条第3号 債権金額が少額で取立に要する費用に満たないと認められるとき

条例第15条第7号 行方不明、又は相続人不存在等により徴収の見込みがないとき

路線認定箇所図



路線認定箇所図



路線廃止箇所図



0 100m

路線変更箇所図 (変更後)



路線変更箇所図 (変更前)



貝塚市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、貝塚市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 年貝塚市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 前項に規定するもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市長等 次に掲げるものをいう。

ア 市長又は市長に置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であつて法律又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者

（2）電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

（3）電子証明書 次に掲げるもの（市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から認証できるものに限る。）をいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

エ 市の職又は組織に係る電子署名を行うために用いる符号が当該職又は組織に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録

オ その他市長等が別に定めるもの

（申請等に係る電子情報処理組織）

第3条 条例第3条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長等の定めるところにより、市長等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない

ない。ただし、市長等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- 3 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（申請等に係る氏名又は名称を明らかにする措置）

第5条 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。第11条及び第15条において同じ。）及び前条第2項ただし書に規定する措置とする。

（情報通信技術による使用料又は手数料の納付）

第6条 条例第3条第5項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第7条 条例第3条第6項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第8条 条例第4条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第9条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 条例第4条第1項ただし書の規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長等が別に定める方式

（処分通知等に係る氏名又は名称を明らかにする措置）

第11条 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第12条 条例第4条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第13条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第14条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(作成等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)

第15条 条例第6条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(適用除外)

第16条 条例第7条第1号の規則で定める手続等は、次に掲げる手続等とする。

(1) 申請等に係る事項について対面により確認する必要があると市長等が認める手続等

(2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があると市長等が認める手続等

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認める手続等

(添付書面等の省略)

第17条 条例第8条の規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表に掲げるもののほか、市長等が別に定めるものとする。

(その他の手続)

第18条 市長が所掌する事務（法律及び法律に基づく命令又は条例等に基づき行われるものを除く。）に係る申請、届出、請求、通知その他の手続であって、書面等による方法その他の方法により行うこととされているものについては、条例及びこの規則の規定の例により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年5月6日から施行する。

貝塚市立学校施設使用条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、貝塚市立学校施設使用条例（令和 年貝塚市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

第2条 貝塚市立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）の使用時間は、午前8時から午後9時までの範囲内で、貝塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

（使用の許可申請）

第3条 条例第4条の規定により使用の許可を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、所定の申請書により教育委員会に申請しなければならない。

（使用の許可）

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用を許可することに決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第5条 条例第8条ただし書の市長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 天災地変等により使用することができなかつたとき。
- (2) 使用者の責めに帰することのできない特別の事由がある場合において、使用料を還付することが適当であると認めるとき。

2 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第6条 学校施設を使用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けないで学校施設の附属設備を使用しないこと。
- (2) 許可を受けた学校施設以外の学校施設に立ち入らないこと。
- (3) その他職員の指示に従うこと。

（使用者の責任）

第7条 学校施設を使用する者は、その責めに帰すべき事由により生じた事故について、責任を負うものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（貝塚市立学校の管理運営に関する規則の一部改正）

2 貝塚市立学校の管理運営に関する規則（平成14年貝塚市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

（施設及び設備の目的外使用）

第28条 学校の施設及び設備の目的外使用については、貝塚市立学校施設使用条例（令和 年貝塚市条例第 号）の定めるところによる。